

【新型コロナウイルス関連情報】
滞在許可期限のさらなる延長措置
（9月18日発出領事メール）

9月18日、入国管理局（ISD）は、9月20日から明年1月20日の間に期限を迎える滞在許可を明年1月20日まで延長すると発表しました。

9月16日付領事メールのとおり、アイルランド外務省より滞在許可期限の延長は今後行われない旨の連絡がありましたが、これにもかかわらず、9月18日、入国管理局（ISD）は、9月20日から明年1月20日の間に期限を迎える滞在許可を明年1月20日まで延長すると発表しました。今回が最後の延長措置になる見込みとのことです。

在留邦人の皆様にあつては、明年1月21日以降も滞在される場合は、余裕を持って、ダブリンの入国管理局又はダブリン県外の警察署において、通常の滞在許可申請の手続きを行うようにしてください。

詳細は以下を参照ください。

- ・司法平等大臣の本日付（9月18日付）発表のリンク

<http://www.justice.ie/en/JELR/Pages/PR20000204>

- ・アイルランド入国管理局（ISD）ホームページ

Notice 2 | Minister announces further temporary extension of immigration permissions <http://www.inis.gov.ie/en/INIS/Pages/Home>

在アイルランド日本国大使館